



# 三重県公報

令和8年3月3日 (火)  
 第 698 号  
 毎週火・金曜日発行

## 目 次

| (番号)       | (題 名)  | (担当)             | (頁) |
|------------|--|------------------|-----|
| <b>告 示</b> |  |                  |     |
| 140        | 三重県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項及び第6条第1項の知事等が別に定めるものの一部を改正する告示 | (デジタル改革推進課)      | 2   |
| 141        | 有害な興行の指定   | (少子化対策課)         | 3   |
| 142        | 家畜伝染病検査等の実施  | (家畜防疫対策課)        | 3   |
| 143        | 家畜伝染病予防法の規定による予防注射の実施  | ( 同 )            | 4   |
| 144        | 大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の新設の届出  | (中小企業・サービス産業振興課) | 4   |
| 145        | 三重県が管理する港湾施設の概要の一部を改正する告示  | (港湾・海岸課)         | 6   |
| 146        | 特定計量器の定期検査の実施  | (計量検定所)          | 7   |
| <b>公 告</b> |  |                  |     |
|            | 土地改良区役員の退任の届出  | (農地調整課)          | 7   |
|            | 土地改良事業計画を定めた旨及びその関係書類の縦覧   | ( 同 )            | 7   |
|            | 令和8年度前期技能検定試験の実施   | (障がい者雇用・就労促進課)   | 8   |
|            | 令和8年度随時技能検定試験の実施   | ( 同 )            | 10  |
|            | 基本測量を実施する旨の通知  | (公共用地課)          | 13  |
|            | 基本測量が終了した旨の通知  | ( 同 )            | 13  |
|            | 公共測量を実施する旨の通知  | ( 同 )            | 13  |
|            | 入札参加資格審査申請の期間等   | (建設業課)           | 14  |
|            | 建築基準法の規定による道路の指定及び関係図書の縦覧  | (建築開発課)          | 14  |
|            | 令和8年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施  | ( 同 )            | 14  |

告 示

三重県告示第 140 号

三重県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例第 3 条第 1 項、第 4 条第 1 項、第 5 条第 1 項及び第 6 条第 1 項の知事等が別に定めるものの一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 8 年 3 月 3 日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例第 3 条第 1 項、第 4 条第 1 項、第 5 条第 1 項及び第 6 条第 1 項の知事等が別に定めるものの一部を改正する告示

三重県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例第 3 条第 1 項、第 4 条第 1 項、第 5 条第 1 項及び第 6 条第 1 項の知事等が別に定めるもの（平成 17 年三重県告示第 831 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後   | 改 正 前   |
|---|---|
| 別表第 1   | 別表第 1   |
| (略)   | (略)   |
| 三重県リサイクル製品利用推進条例（平成 13 年三重県条例第 46 号）          | 三重県リサイクル製品利用推進条例（平成 13 年三重県条例第 46 号）          |
| (略)   | (略)   |
| 三重県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則（昭和 60 年三重県規則第 48 号） | 三重県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則（昭和 60 年三重県規則第 48 号） |
| (略)   | (略)   |
| (略)   | 三重県地方卸売市場条例施行規則（平成 19 年三重県規則第 11 号）           |
| (略)   | (略)   |
| 別表第 2   | 別表第 2   |
| (略)   | (略)   |
| 三重県地方卸売市場条例（平成 18 年三重県条例第 73 号）               | 三重県地方卸売市場条例（平成 18 年三重県条例第 73 号）               |
| (略)   | (略)   |
| 別表第 3   | 別表第 3   |
| (略)   | (略)   |
| 三重県公益認定等審議会及び県が所管する公益信託に関する条例                 | 三重県公益認定等審議会及び県が所管する公益信託に関する条例                 |
| (略)   | (略)   |
| (略)   | 三重県地方卸売市場条例施行規則                               |
| 別表第 4   | 別表第 4   |
| 三重県地方卸売市場条例                                   | 三重県地方卸売市場条例                                   |
| 第 61 条  | 第 55 条  |

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

三重県告示第 141 号

三重県青少年健全育成条例（昭和 46 年三重県条例第 62 号）第 11 条第 1 項の規定により、有害な興行として次のとおり指定しました。

令和 8 年 3 月 3 日

三重県知事 一 見 勝 之

| 番号 | 区分 | 興行名  | 配給会社名等       | 指 定 日<br>年 月 日    | 指定理由   |
|----|----|--|--------------|-------------------|--|
| 1  | 映画 | SEBASTIAN セバスチャン（原題）SEBASTIAN                  | リアリーライクフィルムズ | 令和 8 年<br>3 月 3 日 | 著しく性的感情を刺激し、又は著しく粗暴性若しくは残忍性を助長するため、青少年に観覧させることがその健全な育成を阻害すると認められる。 |
| 2  | 映画 | 人妻しつぱり日記 すけべの告白                                | オーピー映画       |                   |  |
| 3  | 映画 | 艶罪の家 じゅると誘う                                    | オーピー映画       |                   |  |
| 4  | 映画 | 誘う唇 熟れ頃彼女は男装麗人                                 | オーピー映画       |                   |  |
| 5  | 映画 | ラストナイトSEX あなたで濡りたい                             | オーピー映画       |                   |  |
| 6  | 映画 | 愛に濡れ   | オーピー映画       |                   |  |
| 7  | 映画 | 巨乳喪女のわくわく妄想性交                                  | オーピー映画       |                   |  |
| 8  | 映画 | ふしだらジャンクション 直結連続みだれ鳴き                          | オーピー映画       |                   |  |
| 9  | 映画 | WEAPONS/ウェポンズ（原題）WEAPONS                       | ワーナー・ブラザーズ映画 |                   |  |
| 10 | 映画 | ファイナル・デッドブラッド（原題）FINAL DESTINATION: BLOODLINES | ワーナー・ブラザーズ映画 |                   |  |

三重県告示第 142 号

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 5 条第 1 項の規定に基づく腐そ病検査、高病原性鳥インフルエンザ検査、低病原性鳥インフルエンザ検査、ヨーネ病検査、ブルセラ症検査、結核検査、伝達性海綿状脳症検査、アカバネ病検査及び豚熱検査を次のとおり実施します。

令和 8 年 3 月 3 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 実施の目的

腐そ病、ヨーネ病、ブルセラ症、結核及び伝達性海綿状脳症の発生予防並びに高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザ、アカバネ病及び豚熱の発生予防のため

2 実施する区域並びに実施の対象となる家畜等の種類及び範囲

(1) 実施する区域

三重県全域

(2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

ア 腐そ病検査

みつばち

イ 高病原性鳥インフルエンザ検査及び低病原性鳥インフルエンザ検査

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（令和 2 年 7 月 1 日農林水産大臣公表（一部変更令和 7 年 10 月 1 日））第 3 の 1 (1) 及び第 3 の 2 (1) に基づき、家畜保健衛生所長が指示した家きん

ウ ヨーネ病検査

牛（生後 6 月以上の、搾乳の用に供し、又は供する目的で飼養している雌牛、種付けの用に供し、又は供する目的で飼養している雄牛及びこれらと同一施設内で飼養している牛のうち前回の検査日以降に県外から導入された牛及び県内で生産された未検査牛、繁殖の用に供し、又は供する目的で飼養している未検査肉用雌牛、令和 7 年度に初めて県内で検査を受けた牛、平成 28 年度又は令和 3 年度に県内で初回検査を受けた牛並びに家畜保健衛生所長が特に必要と認めた牛）

## エ ブルセラ症検査及び結核検査

牛(令和7年12月1日において輸入から1年以上を経過し、かつ、同日に生存していた搾乳の用に供し、又は供する目的で飼養している雌牛及び種付けの用に供し、又は供する目的で飼養している雄牛のうち令和8年4月1日以降の調査時点において県内で飼養されている1農場当たり30頭までの牛、家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第4条第1項の検査の対象牛(ブルセラ症に限る。)並びに家畜保健衛生所長が特に必要と認めた牛)

## オ 伝達性海綿状脳症検査

牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針(平成27年4月1日農林水産大臣公表(一部変更令和6年4月1日)第3の1(1)アに基づき、家畜保健衛生所長が指示する牛

## カ アカバネ病検査

牛(家畜保健衛生所長が特に必要と認めた未越夏牛又は令和8年4月末時点での抗体陰性牛)

## キ 豚熱検査

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針(令和2年7月1日農林水産大臣公表(一部変更令和6年10月31日)第3-2の6(1)に基づき、家畜保健衛生所長が指示した豚及びいのしし

## 3 実施の期日

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間において当該地域を所管する家畜保健衛生所長が指定する日

## 4 検査の方法

- (1) 腐そ病検査については、臨床検査及び細菌検査
- (2) 高病原性鳥インフルエンザ検査及び低病原性鳥インフルエンザ検査については、血清抗体検査(酵素免疫測定法)及びその他必要な検査
- (3) ヨーネ病検査及び伝達性海綿状脳症検査については、家畜伝染病予防法施行規則(昭和26年農林省令第35号)別表第1に規定する方法による検査
- (4) ブルセラ症検査及び結核検査については、牛のブルセラ症及び結核の清浄性維持サーベイランス実施要領(令和6年3月26日付け5消安第7757号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知)に規定する方法による検査
- (5) アカバネ病検査については、牛のアルボウイルス感染症サーベイランス実施要領(令和3年3月8日付け2消安第5810号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知)に規定する方法による検査
- (6) 豚熱検査については、血清抗体検査(酵素免疫測定法)及びその他必要な検査

---

**三重県告示第143号**

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第6条第1項の規定により、次のとおり豚熱の予防注射を実施するので、同条第2項において読み替えて準用する同法第5条第2項の規定により告示します。

令和8年3月3日

三重県知事 一見勝之

## 1 実施の目的

豚熱の発生予防のため

## 2 実施する区域並びに実施の対象となる家畜の種類及び範囲

## (1) 実施する区域

三重県全域

## (2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で飼養されている豚及びいのしし(高度な隔離下又は監視下にある豚及びいのししとして知事が認めるものを除く。)

## 3 実施の期日

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間において所管家畜保健衛生所長が指定する日

## 4 注射、薬浴又は投薬の別及びその方法

皮下又は筋肉内注射法

---

**三重県告示第144号**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により下記の大規模

小売店舗を設置する者から新設の届出がなされたので、同条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和8年3月3日

三重県知事 一見勝之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
スーパーセンタートライアル津河芸店  
津市河芸町杜の街四丁目 759-2、同市河芸町杜の街四丁目 774-2 及び鈴鹿市郡山町字大野 1804-71
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 名 称            | 住 所                     | 代表者の氏名 |
|----------------|-------------------------|--------|
| 株式会社トライアルカンパニー | 福岡県福岡市東区多の津一丁目 12 番 2 号 | 石橋 亮太  |

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 名 称            | 住 所                     | 代表者の氏名 |
|----------------|-------------------------|--------|
| 株式会社トライアルカンパニー | 福岡県福岡市東区多の津一丁目 12 番 2 号 | 石橋 亮太  |

- 3 大規模小売店舗の新設をする日  
令和8年10月1日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
4,357 m<sup>2</sup>

- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の収容台数及び位置

| 駐車場 | 収容台数  | 位 置   |
|-----|-------|-------|
| 駐車場 | 191 台 | 縦覧による |
| 合計  | 191 台 |       |

- (2) 駐輪場の収容台数及び位置

| 駐輪場 | 収容台数 | 位 置   |
|-----|------|-------|
| 駐輪場 | 20 台 | 縦覧による |
| 合計  | 20 台 |       |

- (3) 荷さばき施設の面積及び位置

| 荷さばき施設  | 面 積                  | 位 置   |
|---------|----------------------|-------|
| 荷さばき施設① | 136.0 m <sup>2</sup> | 縦覧による |
| 荷さばき施設② | 24.0 m <sup>2</sup>  | 縦覧による |
| 合計      | 160.0 m <sup>2</sup> |       |

- (4) 廃棄物等の保管施設の容量及び位置

| 廃棄物等保管施設 | 容 量                 | 位 置   |
|----------|---------------------|-------|
| 廃棄物保管施設① | 23.4 m <sup>3</sup> | 縦覧による |
| 廃棄物保管施設② | 36.6 m <sup>3</sup> | 縦覧による |
| 合計       | 60.0 m <sup>3</sup> |       |

- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

| 名 称            | 開店時刻  | 閉店時刻 |
|----------------|-------|------|
| 株式会社トライアルカンパニー | 24 時間 |      |

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

|     |         |
|-----|---------|
|     | 駐車可能時間帯 |
| 駐車場 | 24 時間   |

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

|     |       |       |
|-----|-------|-------|
|     | 出入口の数 | 位 置   |
| 駐車場 | 2 か所  | 縦覧による |
| 合計  | 2 か所  |       |

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

|         |                   |
|---------|-------------------|
|         | 荷さばき可能時間帯         |
| 荷さばき施設① | 午前 6 時から午後 10 時まで |
| 荷さばき施設② |                   |

7 届出の日

令和 8 年 1 月 30 日

8 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

9 届出等の縦覧の期間及び時間

令和 8 年 3 月 3 日から同年 7 月 3 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 145 号

港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 34 条において準用する同法第 12 条第 5 項の規定に基づき、三重県が管理する港湾施設の概要（平成 13 年三重県告示第 422 号）の一部を次のように改正し、公表の日から施行します。

令和 8 年 3 月 3 日

三重県知事 一 見 勝 之

長島港(4)臨港交通施設の表中

「

|    |         |                |             |
|----|---------|----------------|-------------|
| 車道 | 長島臨港道路  | 7.0~8.0× 1,288 | D-1-1~D-1-3 |
|    | 長島臨港道路  | 6.0×474        | D-1-4       |
|    | 長島港臨港道路 | 6.0×460        | D-1-5       |
|    | 長島港臨港道路 | 6.5×230        | D-1-6       |
|    | 長島港臨港道路 | 6.5×362        | D-1-7       |
|    | 長島港臨港道路 | 6.5×88         | D-1-8       |
|    | 長島港臨港道路 | 5.5×255        | D-1-9       |
|    | 長島港臨港道路 | 5.5×589        | D-1-10      |
|    | 長島港臨港道路 | 6.5×33         | D-1-11      |
|    | 長島港臨港道路 | 6.5×85         | D-1-12      |
|    | 長島港臨港道路 | 6.5×74         | D-1-13      |
|    | 長島港臨港道路 | 5×55.60        | D-1-14      |
|    | 長島港臨港道路 | 3.0×180        | D-1-15      |

を

「

|    |         |                |             |
|----|---------|----------------|-------------|
| 車道 | 長島臨港道路  | 7.0~8.0× 1,288 | D-1-1~D-1-3 |
|    | 長島臨港道路  | 6.0×328        | D-1-4       |
|    | 長島港臨港道路 | 6.0×460        | D-1-5       |
|    | 長島港臨港道路 | 6.5×230        | D-1-6       |
|    | 長島港臨港道路 | 6.5×362        | D-1-7       |
|    | 長島港臨港道路 | 6.5×88         | D-1-8       |

に

|         |         |        |
|---------|---------|--------|
| 長島港臨港道路 | 5.5×255 | D-1-9  |
| 長島港臨港道路 | 5.5×589 | D-1-10 |
| 長島港臨港道路 | 6.5×33  | D-1-11 |
| 長島港臨港道路 | 6.5×85  | D-1-12 |
| 長島港臨港道路 | 6.5×74  | D-1-13 |
| 長島港臨港道路 | 5×55.60 | D-1-14 |
| 長島港臨港道路 | 3.0×180 | D-1-15 |

改める。

**三重県告示第 146 号**

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条第 1 項の規定により、紀北町、尾鷲市において次のとおり特定計量器（質量計）の定期検査を実施します（ひょう量 500 k g を超えるばかりを除く。）。

令和 8 年 3 月 3 日

三重県知事 一見勝之

| 実施の期日              |                            | 実施の場所               |
|--------------------|----------------------------|---------------------|
| 令和 8 年 4 月 15 日（水） | 午前 10 時 30 分から<br>午後 3 時まで | 紀北町古里自然休養村管理センター    |
| 令和 8 年 4 月 16 日（木） | 午前 10 時 30 分から<br>午後 3 時まで | 紀北町立東長島公民館          |
| 令和 8 年 4 月 17 日（金） | 午前 10 時 30 分から<br>午後 3 時まで | 紀北教育会館              |
| 令和 8 年 4 月 20 日（月） | 午前 11 時から<br>午後 2 時まで      | 尾鷲市立三木里コミュニティセンター   |
| 令和 8 年 4 月 21 日（火） | 午前 11 時から<br>午後 3 時まで      | 尾鷲市民文化会館（せぎやまホール）玄関 |
| 令和 8 年 4 月 22 日（水） | 午前 11 時から<br>午後 3 時まで      |                     |

**公 告**

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 18 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出がありました。

令和 8 年 3 月 3 日

三重県知事 一見勝之

宮川用水土地改良区（伊勢市河崎 1 丁目 11 番 8 号）

退任理事

多気郡多気町津留 523

// 大台町小切畑 639-1

久保行男

大森正信

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定により農村地域防災減災事業 防災重点農業用ため池緊急整備事業 ため池総合整備工事 地震・豪雨対策型 大規模 下友田大沢池地区の計画を定めましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第 87 条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6

か月以内に、この計画の取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が定められた日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、この計画の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

令和8年3月3日

三重県知事 一見勝之

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間  
令和8年3月4日から同年4月1日まで
- 3 縦覧の場所  
伊賀市役所産業農林部農村整備課（伊賀市四十九町 3184 番地）

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定に基づき、技能検定試験（前期試験）の実施について次のとおり公示します。

令和8年3月3日

三重県知事 一見勝之

- 1 技能検定の実施職種（作業名）、等級区分及び実施期日  
別表のとおり
- 2 試験の方法  
実技試験及び学科試験
- 3 技能検定の手数料及び実施場所
  - (1) 受検手数料  
三重県手数料条例（平成12年三重県条例第4号）に規定する額
  - (2) 実施場所  
三重県職業能力開発協会から技能検定受検申請者に対し別途通知する場所
- 4 受検申請の手続
  - (1) 受付期間  
令和8年4月6日（月）から同月17日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日は除きます。）受付を行います。  
ただし、郵送による場合は、令和8年4月10日（金）の消印まで有効です。
  - (2) 提出書類等
    - ア 技能検定受検申請書
    - イ 受検手数料
    - ウ 本人確認書類
    - エ 減免の証明書（実技試験受検手数料の減免を受けようとする者）
    - オ 免除の証明書（実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者）
  - (3) 提出場所  
三重県職業能力開発協会  
所在地 津市栄町1丁目954番地 三重県栄町庁舎4階  
電話 059-228-2732
  - (4) 受検申請に関する注意
    - ア 技能検定は、働く方々の職業能力を評価する試験ですので、受検するためには原則として一定の実務経験が必要となります。
    - イ 技能検定受検申請書の用紙及び受検案内は、三重県職業能力開発協会にて配布します。
    - ウ 実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格がある者に係る受検申請については、別表に掲げる検定職種以外の検定職種（指定試験機関が実施する検定職種を除きます。）であっても受け付けます。
    - エ 実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料を納付する必要はありません。
    - オ 受検申請受付後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しません。
    - カ 実技試験において、受検人員が僅少の場合など、諸般の事情により実技試験を行わないことがあります。
- 5 合格の発表

- (1) 3級（金属熱処理職種を除く）  
令和8年8月28日（金）
- (2) 1級、2級、3級（金属熱処理職種のみ）及び単一等級  
令和8年10月2日（金）

6 問い合わせ先

三重県職業能力開発協会

電話 059-228-2732

(別表) 技能検定の実施職種（作業名）、等級区分及び実施期日

| 実施職種名    | 作業名                   | 等級     | 実施期日         |  |
|----------|-----------------------|--------|--------------|--|
|          |                       |        | 学科試験         | 実技試験   |
| 園芸装飾     | 室内園芸装飾                | 3級     | 令和8年7月12日（日） | 令和8年6月10日（水）から同年8月9日（日）までの間において、三重県職業能力開発協会から技能検定受検申請者に対し別途通知する日 |
| 造園       | 造園工事                  | 3級     |              |  |
| 機械加工     | 普通旋盤                  | 3級     |              |  |
|          | フライス盤                 |        |              |  |
|          | 平面研削盤                 |        |              |  |
|          | 数値制御旋盤                |        |              |  |
| マシニングセンタ |                       |        |              |  |
| 工場板金     | 曲げ板金                  | 3級     |              |  |
| 仕上げ      | 機械組立仕上げ               | 3級     |              |  |
| 電子機器組立て  | 電子機器組立て               | 3級     |              |  |
| フラワー装飾   | フラワー装飾                | 3級     |              |  |
| 機械検査     | 機械検査                  | 3級     |              |  |
| シーケンス制御  | シーケンス制御               | 3級     |              |  |
| 建築大工     | 大工工事                  | 3級     |              |  |
| 造園       | 造園工事                  | 1、2級   | 令和8年8月23日（日） | 令和8年6月10日（水）から同年9月9日（水）までの間において、三重県職業能力開発協会から技能検定受検申請者に対し別途通知する日 |
| 金属熱処理    | 一般熱処理                 | 1、2、3級 |              |  |
|          | 浸炭・浸炭窒化・窒化処理          |        |              |  |
|          | 高周波・炎熱処理              |        |              |  |
| 金属プレス加工  | 金属プレス                 | 1、2級   |              |  |
| 産業車両整備   | 産業車両整備                | 1、2級   |              |  |
| プラスチック成形 | 圧縮成形                  | 1、2級   |              |  |
|          | 射出成形                  |        |              |  |
|          | 真空成形                  |        |              |  |
| とび       | とび                    | 1、2級   |              |  |
| 防水施工     | ウレタンゴム系塗膜防水工事         | 1、2級   |              |  |
|          | アクリルゴム系塗膜防水工事         |        |              |  |
|          | シーリング防水工事             |        |              |  |
|          | FRP防水工事               |        |              |  |
|          | 改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事 |        |              |  |
| サッシ施工    | ビル用サッシ施工              | 1、2級   |              |  |
| 塗装       | 建築塗装                  | 1、2級   |              |  |
|          | 金属塗装                  |        |              |  |
|          | 噴霧塗装                  |        |              |  |
| 産業洗浄     | 高圧洗浄                  | 単一等級   |              |  |
| 機械加工     | 普通旋盤                  | 1、2級   | 令和8年8月30日    | 令和8年6月10日  |

|         |               |       |                    |  |  |
|---------|---------------|-------|--------------------|--|--|
|         | フライス盤         |       | (日)                | (水) から同年 9 月 9 日 (水) までの間において、三重県職業能力開発協会から技能検定受検申請者に対し別途通知する日                 |  |
|         | 平面研削盤         |       |                    |  |  |
|         | 円筒研削盤         |       |                    |  |  |
|         | ホブ盤           |       |                    |  |  |
|         | 数値制御旋盤        |       |                    |  |  |
|         | 数値制御フライス盤     |       |                    |  |  |
|         | マシニングセンタ      |       |                    |  |  |
| 鉄工      | 構造物鉄工         | 1、2 級 |                    |  |  |
| めっき     | 電気めっき         | 1、2 級 |                    |  |  |
|         | 溶融亜鉛めっき       |       |                    |  |  |
| ダイカスト   | コールドチャンバダイカスト | 1、2 級 |                    |  |  |
| 電子機器組立て | 電子機器組立て       | 1、2 級 |                    |  |  |
| 建設機械整備  | 建設機械整備        | 1、2 級 |                    |  |  |
| 家具製作    | 家具手加工         | 1、2 級 |                    |  |  |
| 建具製作    | 木製建具手加工       | 1、2 級 |                    |  |  |
| 左官      | 左官            | 1、2 級 |                    |  |  |
| 内装仕上げ施工 | プラスチック系床仕上げ工事 | 1、2 級 |                    |  |  |
|         | 鋼製下地工事        |       |                    |  |  |
|         | ボード仕上げ工事      |       |                    |  |  |
|         | 化粧フィルム工事      |       |                    |  |  |
| 園芸装飾    | 室内園芸装飾        | 1、2 級 | 令和 8 年 9 月 6 日 (日) | 令和 8 年 6 月 10 日 (水) から同年 9 月 9 日 (水) までの間において、三重県職業能力開発協会から技能検定受検申請者に対し別途通知する日 |  |
| 鑄造      | 鑄鉄鑄物鑄造        | 1、2 級 |                    |  |  |
| 非接触除去加工 | 数値制御形彫り放電加工   | 1、2 級 |                    |  |  |
|         | ワイヤ放電加工       |       |                    |  |  |
|         | レーザー加工        |       |                    |  |  |
| 建築板金    | 内外装板金         | 1、2 級 |                    |  |  |
| 工場板金    | 曲げ板金          | 1、2 級 |                    |  |  |
| 仕上げ     | 治工具仕上げ        | 1、2 級 |                    |  |  |
|         | 金型仕上げ         |       |                    |  |  |
|         | 機械組立仕上げ       |       |                    |  |  |
| 切削工具研削  | 工作機械用切削工具研削   | 1、2 級 |                    |  |  |
| 電気機器組立て | 変圧器組立て        | 1、2 級 |                    |  |  |
|         | 配電盤・制御盤組立て    |       |                    |  |  |
| 石材施工    | 石張り           | 1、2 級 |                    |  |  |
| タイル張り   | タイル張り         | 1、2 級 |                    |  |  |
| 表装      | 壁装            | 1、2 級 |                    |  |  |
| フラワー装飾  | フラワー装飾        | 1、2 級 |                    |  |  |
| 塗料調色    | 調色            | 単一等級  |                    |  |  |

職業能力開発促進法施行規則（昭和 44 年労働省令第 24 号）第 66 条第 3 項の規定に基づき、技能検定試験（随時試験）の実施について次のとおり公示します。

令和 8 年 3 月 3 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 技能検定の実施職種（作業名）及び等級区分別表のとおり
- 2 試験の方法

実技試験及び学科試験

3 技能検定の手数料、実施期日及び実施場所

(1) 受検手数料

三重県手数料条例（平成 12 年三重県条例第 4 号）に規定する額

(2) 実施期日及び実施場所

三重県職業能力開発協会から技能検定受検申請者に対し別途通知する日及び場所

4 受検申請の手続

(1) 受付期間

受検申請は随時、受付を実施します。

ただし、三重県職業能力開発協会が試験実施困難と判断したものは受検申請を受け付けません。

(2) 提出書類等

ア 技能検定受検申請書

イ 受検手数料

ウ 免除の証明書（実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者）

(3) 提出場所

三重県職業能力開発協会

所在地 津市栄町 1 丁目 954 番地 三重県栄町庁舎 4 階

電話 059-228-2732

(4) 受検申請に関する注意

ア 技能検定受検申請書の用紙及び受検案内は、三重県職業能力開発協会にて配布します。

イ 受検申請受付後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しません。

ウ 受検人員が僅少の場合など、諸般の事情により実技試験を行わないことがあります。

5 合格の発表

合格発表は随時実施します。

6 問い合わせ先

三重県職業能力開発協会

電話 059-228-2732

(別表) 実施職種（作業名）及び等級区分

| 実施職種名        | 作業名             | 等級                |
|--------------|-----------------|-------------------|
| さく井          | パーカッション式さく井工事作業 | 随時 3 級、基礎級        |
|              | ロータリー式さく井工事作業   | 随時 3 級、基礎級        |
| 鑄造           | 鑄鉄鑄物鑄造作業        | 随時 3 級、基礎級        |
|              | 非鉄金属鑄物鑄造作業      | 随時 3 級、基礎級        |
| 鍛造           | ハンマ型鍛造作業        | 随時 3 級、基礎級        |
|              | プレス型鍛造作業        | 随時 3 級、基礎級        |
| 機械加工         | 普通旋盤作業          | 随時 2 級、随時 3 級、基礎級 |
|              | 数値制御旋盤作業        | 随時 3 級、基礎級        |
|              | フライス盤作業         | 随時 2 級、随時 3 級、基礎級 |
|              | マシニングセンタ作業      | 随時 2 級、随時 3 級、基礎級 |
| 金属プレス加工      | 金属プレス作業         | 随時 2 級、随時 3 級、基礎級 |
| 鉄工           | 構造物鉄工作業         | 随時 2 級、随時 3 級、基礎級 |
| 建築板金         | 内外装板金作業         | 随時 3 級、基礎級        |
|              | ダクト板金作業         | 随時 3 級、基礎級        |
| 工場板金         | 機械板金作業          | 随時 2 級、随時 3 級、基礎級 |
| めっき          | 電気めっき作業         | 随時 3 級、基礎級        |
|              | 溶融亜鉛めっき作業       | 随時 2 級、随時 3 級、基礎級 |
| アルミニウム陽極酸化処理 | 陽極酸化処理作業        | 随時 2 級、随時 3 級、基礎級 |
| 仕上げ          | 治工具仕上げ作業        | 随時 2 級、随時 3 級、基礎級 |

|                 |                   |                   |
|-----------------|-------------------|-------------------|
|                 | 金型仕上げ作業           | 随時 2 級、随時 3 級、基礎級 |
|                 | 機械組立仕上げ作業         | 随時 2 級、随時 3 級、基礎級 |
| 機械検査            | 機械検査作業            | 随時 2 級、随時 3 級、基礎級 |
| ダイカスト           | ホットチャンバダイカスト作業    | 随時 3 級、基礎級        |
|                 | コールドチャンバダイカスト作業   | 随時 3 級、基礎級        |
| 電子機器組立て         | 電子機器組立て作業         | 随時 2 級、随時 3 級、基礎級 |
| 電気機器組立て         | 回転電機組立て作業         | 随時 3 級、基礎級        |
|                 | 変圧器組立て作業          | 随時 3 級、基礎級        |
|                 | 配電盤・制御盤組立て作業      | 随時 3 級、基礎級        |
|                 | 開閉制御器具組立て作業       | 随時 3 級、基礎級        |
|                 | 回転電機巻線製作作業        | 随時 3 級、基礎級        |
| プリント配線板製造       | プリント配線板設計作業       | 随時 2 級、随時 3 級、基礎級 |
|                 | プリント配線板製造作業       | 随時 2 級、随時 3 級、基礎級 |
| 冷凍空調和機器施工       | 冷凍空調和機器施工作業       | 随時 2 級、随時 3 級、基礎級 |
| 染色              | 糸浸染作業             | 随時 3 級、基礎級        |
|                 | 織物・ニット浸染作業        | 随時 3 級、基礎級        |
| ニット製品製造         | 丸編みニット製造作業        | 随時 3 級、基礎級        |
|                 | 靴下製造作業            | 随時 3 級、基礎級        |
| 婦人子供服製造         | 婦人子供既製服縫製作業       | 随時 2 級、随時 3 級、基礎級 |
| 紳士服製造           | 紳士既製服製造作業         | 随時 2 級、随時 3 級、基礎級 |
| 寝具製作            | 寝具製作作業            | 随時 2 級、随時 3 級、基礎級 |
| 帆布製品製造          | 帆布製品製造作業          | 随時 3 級、基礎級        |
| 布はく縫製           | ワイシャツ製造作業         | 随時 2 級、随時 3 級、基礎級 |
| 家具製作            | 家具手加工作業           | 随時 3 級、基礎級        |
| 建具製作            | 木製建具手加工作業         | 随時 3 級、基礎級        |
| 紙器・段ボール箱製造      | 印刷箱打抜き作業          | 随時 2 級、随時 3 級、基礎級 |
|                 | 印刷箱製箱作業           | 随時 2 級、随時 3 級、基礎級 |
|                 | 貼箱製造作業            | 随時 2 級、随時 3 級、基礎級 |
|                 | 段ボール箱製造作業         | 随時 2 級、随時 3 級、基礎級 |
| 印刷              | オフセット印刷作業         | 随時 2 級、随時 3 級、基礎級 |
| 製本              | 製本作業              | 随時 2 級、随時 3 級、基礎級 |
| プラスチック成形        | 圧縮成形作業            | 随時 2 級、随時 3 級、基礎級 |
|                 | 射出成形作業            | 随時 2 級、随時 3 級、基礎級 |
|                 | インフレーション成形作業      | 随時 2 級、随時 3 級、基礎級 |
|                 | ブロー成形作業           | 随時 2 級、随時 3 級、基礎級 |
| 強化プラスチック成形      | 手積み積層成形作業         | 随時 3 級、基礎級        |
| 石材施工            | 石材加工作業            | 随時 3 級、基礎級        |
|                 | 石張り作業             | 随時 3 級、基礎級        |
| パン製造            | パン製造作業            | 随時 3 級、基礎級        |
| ハム・ソーセージ・ベーコン製造 | ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業 | 随時 2 級、随時 3 級、基礎級 |
| 水産練り製品製造        | かまぼこ製品製造作業        | 随時 3 級、基礎級        |
| 建築大工            | 大工工事作業            | 随時 3 級、基礎級        |
| かわらぶき           | かわらぶき作業           | 随時 3 級、基礎級        |
| とび              | とび作業              | 随時 2 級、随時 3 級、基礎級 |

|            |                 |               |
|------------|-----------------|---------------|
| 左官         | 左官作業            | 随時3級、基礎級      |
| 築炉         | 築炉作業            | 随時2級、随時3級、基礎級 |
| タイル張り      | タイル張り作業         | 随時2級、随時3級、基礎級 |
| 配管         | 建築配管作業          | 随時2級、随時3級、基礎級 |
|            | プラント配管作業        | 随時3級、基礎級      |
| 型枠施工       | 型枠工事作業          | 随時3級、基礎級      |
| 鉄筋施工       | 鉄筋組立て作業         | 随時2級、随時3級、基礎級 |
| コンクリート圧送施工 | コンクリート圧送工事作業    | 随時2級、随時3級、基礎級 |
| 防水施工       | シーリング防水工事作業     | 随時2級、随時3級、基礎級 |
| 内装仕上げ施工    | プラスチック系床仕上げ工事作業 | 随時3級、基礎級      |
|            | カーペット系床仕上げ工事作業  | 随時3級、基礎級      |
|            | 鋼製下地工事作業        | 随時2級、随時3級、基礎級 |
|            | ボード仕上げ工事作業      | 随時2級、随時3級、基礎級 |
|            | カーテン工事作業        | 随時2級、随時3級、基礎級 |
| 熱絶縁施工      | 保温保冷工事作業        | 随時3級、基礎級      |
| サッシ施工      | ビル用サッシ施工作業      | 随時3級、基礎級      |
| ウェルポイント施工  | ウェルポイント工事作業     | 随時2級、随時3級、基礎級 |
| 表装         | 壁装作業            | 随時3級、基礎級      |
| 塗装         | 建築塗装作業          | 随時3級、基礎級      |
|            | 金属塗装作業          | 随時3級、基礎級      |
|            | 鋼橋塗装作業          | 随時2級、随時3級、基礎級 |
|            | 噴霧塗装作業          | 随時2級、随時3級、基礎級 |
| 工業包装       | 工業包装作業          | 随時2級、随時3級、基礎級 |

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、次の基本測量を実施する旨、国土地理院の長から通知がありました。

令和8年3月3日

三重県知事 一見勝之

- 1 作業種類  
基本測量（航空レーザ測量による高精度標高データ整備）
- 2 作業期間  
令和8年6月3日から令和9年3月31日まで
- 3 作業地域  
四日市市、桑名市、いなべ市、木曾岬町、東員町、朝日町及び川越町

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、次の基本測量が令和8年1月30日に終了した旨、国土地理院の長から通知がありました。

令和8年3月3日

三重県知事 一見勝之

- 1 作業種類  
基本測量（防災対策地域水準測量）
- 2 作業地域  
南牟婁郡紀宝町

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県松阪建設事務所長から通知がありました。

令和8年3月3日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類  
公共測量（用地測量）
- 2 作業期間  
令和8年2月18日から同年6月11日まで
- 3 作業地域  
松阪市柚原町

三重県建設工事執行規則（昭和39年三重県規則第16号）第4条第4項の規定による入札参加資格審査申請（建設工事、測量・建設コンサルタント等）の期間等を次のとおり定めましたので、公告します。

令和8年3月3日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 期間、場所等  
入札参加資格審査申請に係る審査完了日及び名簿登録の有効期間は、次のとおりとします。

| 審査完了日                 | 名簿登録の有効期間               |
|-----------------------|-------------------------|
| 令和8年4月1日から同年6月30日まで   | 令和8年8月1日から令和12年5月31日まで  |
| 令和8年7月1日から同年9月30日まで   | 令和8年11月1日から令和12年5月31日まで |
| 令和8年10月1日から令和9年1月4日まで | 令和9年2月1日から令和12年5月31日まで  |
| 令和9年1月5日から同年3月31日まで   | 令和9年5月1日から令和12年5月31日まで  |

また、申請方法は、郵送又は電子申請とし、郵送による場合の受付場所及び電子申請による場合の受付URLは、次のとおりとします。

| 郵送による場合の受付場所                              | 電子申請による場合の受付URL   |
|---|---|
| 〒514-0002 津市島崎町56番地<br>公益財団法人 三重県建設技術センター | <a href="https://logofrom.jp/form/8vMX/r8_l1zuijisinki">https://logofrom.jp/form/8vMX/r8_l1zuijisinki</a> |

さらに、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）に係るものについては、別に三重県公報に登載された受付期間、受付場所、送付方法及び名簿登録期間となります。

- 2 問合せ先  
津市広明町13番地  
三重県県土整備部建設業課  
電話 059-224-2723

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、次のとおり道路を指定しました。なお、関係図書は、三重県四日市建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

令和8年3月3日

三重県知事 一 見 勝 之

| 指定年月日     | 道路の位置                    | 道路幅員及び延長 |        |        |
|-----------|--------------------------|----------|--------|--------|
|           |                          | 道路番号     | 幅員 (m) | 延長 (m) |
| 令和8年2月17日 | 三重郡菰野町大字音羽字田福2001ほか35筆ほか | 区9-1号    | 9.0    | 507.7  |

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、令和8年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施します。

なお、試験の実施に関する事務は、建築士法第15条の6第1項の規定により、公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせます。

令和8年3月3日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 試験期日及び時間
  - (1) 二級建築士試験
    - ア 学科の試験  
令和8年7月5日（日）午前10時15分から午後5時20分まで

## イ 設計製図の試験

令和8年9月13日(日)午前11時から午後4時まで

## (2) 木造建築士試験

## ア 学科の試験

令和8年7月26日(日)午前10時15分から午後5時20分まで

## イ 設計製図の試験

令和8年10月11日(日)午前11時から午後4時まで

## 2 試験場所

## (1) 二級建築士試験

## ア 学科の試験

津市栗真町屋町1577 三重大学

## イ 設計製図の試験

津市栗真町屋町1577 三重大学

## (2) 木造建築士試験

## ア 学科の試験

津市栗真町屋町1577 三重大学

## イ 設計製図の試験

津市栗真町屋町1577 三重大学

## 3 受験申込手続

新規受験者を含めたすべての者がインターネットによる受験申込を行うものとします。

## (1) 受付期間及び時間

令和8年4月1日(水)午前10時から同月14日(火)午後4時まで

## (2) 申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ (<https://www.jaeic.or.jp/>) において、必要な事項を入力し、申し込んでください。なお、インターネットによる受験申込が行えない正当な理由がある場合(身体に障がいがありインターネットの利用が困難である等)には、令和8年4月7日(火)までに公益財団法人建築技術教育普及センター本部に申し出てください。

## 4 「学科の試験」の免除の申請

「学科の試験」の免除の申請は、令和4年以降の「学科の試験」に合格した者のうち、合格年から令和7年までの「設計製図の試験」の受験回数が2回以内の者に限り行うことができます。免除の申請に当たっては、令和4年から令和7年までのいずれかの年の試験(他の都道府県知事が行ったものを含みます。)の受験番号を入力して行ってください。

## 5 合格者の発表及び合否の通知

令和8年12月3日(木)(予定)。なお、「学科の試験」については、令和8年8月24日(月)(予定)。

合格者の受験番号を公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ (<https://www.jaeic.or.jp/>) において公表します。

また、合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績をマイページ(インターネットによる受付において受験申込手続完了後から利用できる受験者専用のページ)において通知します。

なお、インターネットによる受験申込が行えなかった者に対しては、令和8年12月3日(木)頃に郵送にて通知します。

## 6 合否判定基準の公表

合格者の発表の際に、知事の決定した合否判定基準等を公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ (<https://www.jaeic.or.jp/>) において公表します。

## 7 その他

(1) 「設計製図の試験」の課題は、下記の日程から公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ (<https://www.jaeic.or.jp/>) において公表します。

## ア 二級建築士試験

令和8年6月24日(水)頃

## イ 木造建築士試験

令和8年7月8日(水)頃

- (2) 受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受付期間内にその旨を申し出てください。

---

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891

三重県総務部法務課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>

---